

危険物関係用語の解説(第1回)

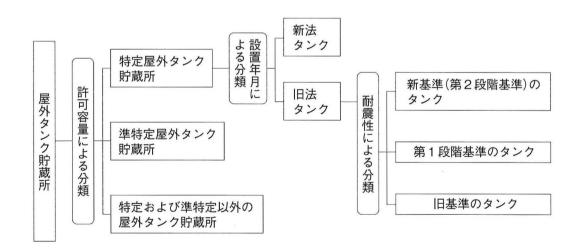
今号から、危険物施設に関係する消防職員や 事業所の皆様の中で、特に初心者を対象として、 危険物関係法令や技術的な基礎的用語の解説 を、連載でお届けして行くこととなりました。

第1回目は、屋外タンク貯蔵所の技術基準の 分類に関する次の用語です。

- ○特定屋外タンク貯蔵所
- ○準特定屋外タンク貯蔵所
- ○新法タンク
- ○新基準タンク
- ○第1段階基準タンク
- ○旧基準タンク

1 屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の分類

屋外タンク貯蔵所の技術基準は、昭和34年に 危険物の規制に関する政令が制定されて以来、 数回の基準改正が行われ、現在は許可容量と設 置年度によりいくつかの技術基準に分類されて います。これらの技術基準を分類すると、次の ように整理することができます。



2 屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の定義

(1) 特定屋外タンク貯蔵所

特定屋外タンク貯蔵所とは、政令第8条の2の3において、「屋外タンク貯蔵所のうち、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のもの」とされており、タンクの設置年度により、いわゆる「新法タンク」と「旧法タンク」に分けられます。

政令第8条の2の3第3項

法第十一条の三第二号の政令で定める屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上のもの(以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。)とする。

ア **新法タンク**(現行基準に適合する特定屋 外タンク貯蔵所)

いわゆる「新法」とは、昭和52年2月15日に施行された政令(昭和52年2月1日政令第10号)による改正後の政令第11条第1項第3号の2及び4号に基づく技術基準をいいます。この新法施行日以降に設置許可申請された特定屋外タンク貯蔵所は、一般的に「新法タンク」と呼ばれています。

イ 旧法タンク

いわゆる「旧法」とは、昭和34年9月26 日政令第306号に基づく屋外タンク貯蔵所 に係る技術基準をいい、この「旧法」によ り設置されている特定屋外タンク貯蔵所 を、一般的に「旧法タンク」と呼んでいま す。昭和52年2月1日政令第10号により「新 法」が公布された際、52年政令附則第3項 により、施行日において新しい技術基準に 適合しないタンクについては、新法を適用 しないこととされたため、旧法基準のタン クが新法施行日以降も残ることとなりまし た。なお、昭和52年政令第10号附則が平成 6年政令第214号により改正され、旧法タ ンクの改修のための技術基準として「新基 準」が制定されています。

(ア) 新基準 (第二段階基準) の旧法タンク

「新基準」とは、平成6年7月1日政 今第214号により制定された、旧法タン ク改修のための技術基準です。昭和52年 政令第10号の附則が改正され、新法が施 行された昭和52年時点では既存不遡及と された旧法タンクですが、平成6年改正 において一定期間内に新基準に適合さ せ、届け出をしなければならないことに なりました。新基準(第二段階基準)の 旧法タンクとは、新基準に適合し新基準 に適合している旨の「新基準適合届出 | をした旧法タンクのうち、後述の第一段 階基準適合の旧法タンク以外のものをい います。なお、政令第214号附則において、 新基準適合の経過措置が定められてお り、10.000キロリットル以上の旧基準の 特定屋外タンク貯蔵所については平成21 年12月31日、10.000キロリットル未満の 旧基準の特定屋外タンク貯蔵所について は、平成25年12月31日とされています。 ただし、経過措置の適用は、平成7年12 月31日までに、市町村長等にタンクの「調 査・工事計画届出」を提出したものに限 られています。旧基準のタンクは、経過 措置期間内に必ず新基準に適合させる必 要があります。なお、新基準は、旧法タ ンクが適合しなければならない技術上の 基準であることから、現行基準と同様、 基準維持義務が課せられています。

(イ) 第一段階基準の旧法タンク

第一段階基準の旧法タンクとは、新基 準に適合し新基準に適合している旨の 「新基準適合届出」をした旧法タンクの うち、第一段階基準に適合し第一段階基 準に適合している旨の「第一段階基準適 合届出 | をしたタンクをいいます。

なお、第一段階基準は、新法タンクに 準ずる安全性を有するものとして、保安 検査等開放周期の時期の適用に関し、新 法タンクと同様に取り扱うための評価基 準であり、現行基準(新法)や新基準の 場合のように、基準維持義務を課せられ るものではありませんが、新法タンクと 同様の開放周期の適用を受けていくため には、第一段階基準を維持していく必要 があります。

(ウ) 旧基準のタンク (新基準に適合しない 旧法タンク)

旧法タンクは、前述したとおり新基準に適合させる必要がありますが、平成21年又は平成25年まで改修の経過措置が定められているため、経過措置期間中は新基準に適合しない旧基準のタンクが存在します。このタンクとは、次に掲げるものをいいます。

- ① 新基準に適合しないもの
- ② 新基準に適合するもののうち、「新 基準適合届出」をしていないもの

ここで注意しなければならないこと は、たとえ調査・改修工事を行うことに よって新基準に適合することが分かって いても、その旨を市町村長等に届け出な い限り、新基準(第二段階基準)や第一 段階基準の旧法タンクとしての基本の開 放周期の適用を受けられないということ です。

(2) 準特定屋外タンク貯蔵所

準特定屋外タンク貯蔵所とは、政令第11条 第1項第3号の3において「液体の危険物の 最大数量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のもの」とされています。なお、この基準は特定屋外タンク貯蔵所の基準と異なり、基本的には1つの技術基準ですが、制定時に附則において、既存の準特定屋外タンク貯蔵所に適用が除外されている条項がありますので注意が必要です。

政令第11条第1項第3号の3

屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が五百キロリットル以上千キロリットル未満のもの(以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。)の屋外貯蔵タンク(次号において「準特定屋外貯蔵タンク」という。)の基礎及び地盤は、自治省令で定める堅固なものとすること。

(3) 特定及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋 外タンク貯蔵所

これは、容量500キロリットル未満の屋外 タンク貯蔵所が該当します。